

(ウ) ワンマンション環境性能表示制度
建築物環境計画書の対象となる延べ面積が 2,000 m²以上の住宅又は住宅部分
が 2,000 m²以上の複合建築物の新築等において、その販売や賃貸の広告にワン
マンションの環境性能を示したラベル (標準) の表示を義務付ける制度である。

(エ) 建築物環境報告書制度

中小規模特定建築物を都内に延べ年間延べ面積の合計で 20,000 m²以上供
給する建物供給事業者に対して、供給する建築物における省エネルギー性能基
準、再生可能エネルギー利用設備設置基準及び電気自動車充電設備整備基準の
順守と、当該基準への適合状況等を記載した建築物環境報告書の知事への提出
等を義務付けている (令和 7 年 4 月施行)。

(オ) 東京ゼロエミ住宅及び建築物環境報告書制度の推進に向けた総合対策事
業

東京ゼロエミ住宅普及促進事業、建築物環境報告書制度推進事業により、「東
京ゼロエミ住宅」の基準を満たす新築住宅の整備促進や、住宅供給事業者 (中小
企業者) への開発支援、地域工務店等への技術向上支援等を実施している。

(カ) 建築物環境報告書制度に係る普及啓発等

世代に応じた様々なコンテンツを活用した情報発信や環境性能の高い建築物の
普及に関する意欲的な取組を表彰する「東京エコビルダーズアワード」等を実施
している。

(キ) BIMを活用した省エネ建築設計・装支援助事業

三次元設計モデル (BIM) を活用した新築建築物の省エネ設計手法普及に向
けた操作講習会と支援事業を実施している。

イ 地域における脱炭素化とエネルギーマネジメント等の推進

(ア) 地域における脱炭素化に関する計画制度

2050 年ゼロエミッションの実現に向け、大規模開発において計画策定の早い
段階から脱炭素化に資する多面的な取組及び地域冷暖房区域における脱炭素化
を推進している。

大規模開発における脱炭素化に関する多面的な取組においては、一定の開発
事業において、開発計画の早い段階から、新築建築物の省エネルギー性能目標値
の設定などの検討を求めている。

また、地域冷暖房区域における脱炭素化の推進においては、地域冷暖房区域に

指定された区域は、毎年度、地域エネルギー供給実績報告書を作成、提出し、都
は、その報告内容に対し、エネルギー効率を評価し、公表している。

(イ) 地域熱供給事業における脱炭素対策先導事業

「2030 年カーボンハーフ」、「2050 年 CO₂ 排出実質ゼロ」の実現に向け、そ
の地域のエネルギー供給を担う熱供給事業の対策として、熱供給事業における
高効率熱源機器の導入に対する補助を行っている。

(ウ) 水素を活用したスマートエネルギーリア形成推進事業

事業所等における低炭素化とレジリエンス機能向上を図るため、業務・産業用
燃料電池を導入する区市町村に対して、設置に対する補助を行っている。

(エ) グリーン水素の社会実装化に向けた設備等導入促進事業
グリーン水素の活用を促進するため、区市町村による設備の導入の助成を行
っている。

(オ) 省エネルギー及び再生可能エネルギーに関する研修
エネルギー政策の企画・立案・実施、エネルギー設備の営繕等に携わる区市町
村職員を対象に、エネルギー施策推進に必要な知識習得に資する幅広い研修を
実施している。

ウ 熱中症・ヒートアイランド対策

気候変動適応法では、熱中症特別警戒情報を創設するとともに、区市町村長に
よる冷房設備を有するなどの要件を満たす指定暑熱避難施設 (クーリングシエ
ルター) の指定が定められている。

(4) 再生可能エネルギーの導入拡大

ア 再生可能エネルギーの利用拡大

再生可能エネルギーの基幹エネルギー化を実現するため、令和 3 (2021) 年 3
月に策定した「ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report」において、
令和 12 (2030) 年に再生可能エネルギーによる電力の利用割合を 50%程度まで
高めることを目標に掲げた。さらに、令和 7 (2025) 年 3 月に策定した「ゼロエ
ミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ」では、令和 17 (2035) 年に再生
可能エネルギーによる電力の利用割合を 60%以上に更に高める目標を設定した。
これにより、需要側、供給側から多様な再生可能エネルギーの導入・利用を加速
させ、令和 32 (2060) 年の「使用エネルギーの 100%脱炭素化」を目指している。

(ア) 太陽エネルギー利用拡大プロジェクト
太陽光発電は、都及び国の補助事業や固定価格買取制度により、飛躍的に導入が拡大し、設置費用も低下している。また、太陽熱利用は、家庭のエネルギー需要の約半分を占める熱を直接供給できること、エネルギー変換効率が太陽光発電より高いことなど利点もある。そのため、区市町村等と連携して都内の建物への太陽エネルギーの利用拡大を図っている。

(イ) 区市町村公施設等への再生可能エネルギー導入促進事業
再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電等）、再生可能エネルギー熱利用設備（地中熱・太陽熱・バイオマス熱利用等）及び再生可能エネルギー発電設備と併せて設置する蓄電池を導入する区市町村に対して補助を行っている。

(ウ) 住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進の増強事業
リース、電力販売、屋根借り、自己所有モデル等によって住宅所有者の初期費用ゼロで太陽光発電等を設置する事業者に対し、設置費用を助成している。

(エ) 太陽光発電及び蓄電池グループ購入促進事業
太陽光発電設備及び蓄電池の購入希望者を募り、共同購入によるスケールメリットにより購入価格の低減を実現する事業を実施している。

(オ) 再生可能エネルギーグループ購入事業
再生可能電力の購入希望者を募り、一括して購入電力の切替えを図ることで、スケールメリットによる価格低減を実現し、都民の再生エネルギー利用を促すキャンペーンを九都県市と連携して実施している。

(カ) 集合住宅における再生可能電気導入促進事業
集合住宅における建物全体の再生可能化を推進するため、高圧一括受電による再生可能100%電気の導入を条件に、受変電設備の設置等に係る経費、併設される太陽光発電設備に対する設置費用を助成している。

(キ) 賃貸住宅の断熱・再生エネ集中促進事業
賃貸住宅における建物全体の省エネ化と再生可能電気の導入を促進するため、賃貸住宅オーナー等に対して、省エネ性能の診断・表示及び断熱改修等に係る費用を助成している。また、低圧電力一括受電の導入を条件に、太陽光発電設備等に係る経費を助成している。

(ク) 都有施設の再生可能100%化につながる島しょ地域における太陽光発電設備等導入事業
島しょ地域における設置可能な都有施設に対して、太陽光発電設備と蓄電池の設置を促進している。また、島しょ地域の町村公施設、住宅等に対しては、太陽光発電設備・蓄電池の導入に係る経費を補助している。

(ケ) 小売電気事業者による再生可能電源先行拡大事業
家庭等の再生可能エネルギー供給を拡大するため、需要家による電源開発（オフサイトPPA等）ではなく、小売電気事業者による再生可能エネルギー発電設備の開発を支援している。

(コ) Airソーラー（次世代型太陽電池）の普及拡大
日本で生まれたAirソーラーの実用化に向け、実装検証事業等を行っている。

(カ) 新たな再生可能エネルギー関係施策の展開
ドイツ等で普及が進む簡易にベランダ部分に設置できる太陽光発電システム、「アラグアイソーラー」について、日本での実装に向けた課題整理や検証を行っている。

(シ) 次世代再生可能エネルギー技術社会実装推進事業
次世代再生可能エネルギー技術の早期実用化に向け、開発事業者を後押しし、社会実装の加速化を図っている。

(ス) 浮体式洋上風力発電導入推進事業
伊豆諸島における浮体式洋上風力のギガワット級ファームの導入を目指しており、令和7年6月、国から「東京都大島町沖」、「東京都新島村沖」、「東京都神津島村沖」、「東京都三宅村沖」及び「東京都八丈町沖」について、再生可能海域利用法に基づき「準備区域」として整理された。

イ エネルギー供給事業者対策
都内へ電気を供給する小売電気事業者等に対しCO₂排出係数や再生可能エネルギー利用量等の目標及び実績を記載した計画書及び報告書の提出及び公表を義務付けるエネルギー環境計画書制度を導入し、運用している。

(5) ゼロエミッションベークル (ZEV) の普及促進

ア ゼロエミッションベークルの普及促進
平成 30 年 5 月に開催した国際会議「きれいな空と都市 東京プログラム」において、令和 12 (2030) 年の都内の乗用車新車販売に占めるゼロエミッションベークルの割合を 50% まで高めるとの目標を掲げている。

また、令和元年 12 月の「ゼロエミッション東京戦略」及びその個別プログラムである「ZEV 普及プログラム」において、令和 12 (2030) 年までに小型路線バスの新車販売原則 ZEV 化、ゼロエミッションバスの導入 300 台以上等の目標を掲げ、続いて令和 3 年 3 月の「ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report」においては、都内で新車販売される乗用車を令和 12 (2030) 年までに、二輪車を令和 17 (2035) 年までに 100% 非ガソリン化する目標を掲げている。

そして、令和 7 年 3 月の「2050 東京戦略 ～東京 もっとよくなる～」においては、令和 17 (2035) 年までに EV バス導入 1,300 台、EV トラック導入 7 万台、都内の集合住宅に電気自動車・プラグインハイブリッド自動車用充電設備を令和 12 (2030) 年までに 6 万口、令和 15 (2035) 年までに 12 万口設置する目標を掲げている。

イ 普及・導入促進事業

(ア) 充電設備普及促進事業

電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の普及拡大に向け、都内の集合住宅や戸建住宅等に設置する充電設備への設置及び運営に係る経費に対して補助を行っている。

(イ) マンション充電設備普及促進に向けた連携協議会の運営

東京都、充電サービス事業者、エネルギー供給事業者、マンション関連業界団体、自動車販売会社等から成る連携協議会により、集合住宅における新しい充電サービスの展開を後押ししている。また、充電サービス事業者とマンション管理組合との個別相談会の開催や、充電設備設置のための導入調査経費や充電設備のランニング経費の補助を行っている。

(ウ) 電気自動車・電動バイク等の普及促進事業

都内に住所を有する個人に対して、電気自動車 (EV) ・プラグインハイブリッド自動車 (PHEV) ・外部給電器及び電動バイクの購入補助を行っている。

(エ) 電動バイク充電環境促進事業

都内に住所を有する個人に対して、電動バイクの充電環境の整備を促進する

ため、バッテリーの専用充電器の購入費やバッテリーシェアリングサービス料の補助を行っている。

(オ) EV バス・EV トラック導入促進事業
区市町村に対して、EV バス・PHEV バス・EV トラック及び PHEV トラックの購入補助を行っている。

(カ) 燃料電池自動車等の普及促進事業
都内に住所を有する個人又は区市町村に対して、燃料電池自動車 (FCV) 及び外部給電器の購入補助を行っている。

(キ) 燃料電池バス・タクシー導入促進事業
区市町村に対して、燃料電池バス (FCバス) の購入補助を行っている。

(ク) ZEV 活用による高しよ地域防災力向上事業
高しよ地域 (都と協定を締結した町村に限る。) において、災害時の給電等に可能な限り協力する個人・町村に対して、ZEV 中古車の購入補助を行っている。

ウ 優遇制度

都独自の制度として、環境負荷の小さい自動車の普及を税制面から支援する観点から、平成 21 年度から令和 7 年度までに新車新規登録した ZEV について、新車新規登録時の自動車税種別割 (月割) 及び翌年度からの 5 年分の自動車税種別割を課税免除としている。

(6) 自動車の環境負荷低減対策

ア デイゼル車対策

環境確保条例に基づき、使用過程車も含めたデイゼル車から排出される PM について都独自の排出基準を設定している。条例の排出基準に適合していない車両については、ガソリン車等の非デイゼル車又は規制に適合したデイゼル車への更新か、都が指定する PM 減少装置の装着が必要となっている。

イ オフロード特殊自動車対策

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づき、特定特殊自動車の使用者に対する一部の事務 (技術基準適合に関する指導及び助言、報告徴収、立入検査等) を実施している。規制対象となる特定特殊自動車 (オフロード特殊自動車) は、公道を走行しない特殊な構造の作業車であり、油圧ショベル、ブルド

ーが、フオークラフト、普通型コンバイン等が該当する。

ウ 低公害・低燃費車の普及促進

(ア) 自動車環境管理計画書
自動車からの環境負荷を低減するため、島しょ地域を除く都内で30台以上の自動車を使用する事業者に対し、環境確保条例で自動車環境管理計画書の提出を義務付けている。

(イ) 特定低公害・低燃費車の導入義務

都内で自動車 200 台以上使用する事業者に対して、環境性能の高い自動車として知事が定める特定低公害・低燃費車の導入を義務付けており、令和9年3月末までに導入義務率を30%以上、使用する乗用車(軽自動車を除く。)における非ガソリン車(燃料電池自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車)の割合を、20%以上とすることを義務付けている。

(ウ) 低公害・低燃費車の導入支援、優遇制度

資金力の弱い中小企業者などを支援するために、低公害・低燃費車への買換えに対して、融資のあっせんを行っている。また、ハイブリッドバス、ハイブリッドトラック及びハイブリッドごみ収集車(塵芥(じんがい)車)への補助を行っている。

(エ) 低公害・低燃費車の普及状況

令和5年度末における都内の九都府市指定低公害車の普及台数は、燃料電池自動車1,446台、電気自動車12,769台、プラグインハイブリッド自動車18,938台、ハイブリッド自動車683,600台、CNG車1,472台のほか、ガソリン車、LPG車、ディーゼル車を含む合計1,992,051台である。これらは、都内の自動車保有台数3,916,944台に対して約51%を占めている。

(オ) 庁有車への導入

低公害・低燃費車の庁有車への導入を進めている。また、「ゼロエミッション都庁行動計画」に基づき、庁有車(特殊車両等を除く。)の更新時期に原則ZEV化を徹底している。

エ エコドライブ

急加速、急減速、空ぶかし、長すぎるアイドリングを行わないなど、環境に配慮した自動車の運転であるエコドライブの定着を促進している。

また、環境確保条例では、島しょを含む都内全域でアイドリング・ストップを義務付けている。

(7) 持続可能な資源利用の実現

ア 東京都資源循環・廃棄物処理計画

東京都環境基本計画に基づく個別分野の計画として、東京都資源循環・廃棄物処理計画を策定している。

この計画は、廃棄物処理法に基づく法定計画であるとともに、東京における循環型社会形成のための基本計画としての性格を併せ持つものである。

なお、循環計画については、令和7(2025)年2月に東京都廃棄物審議会へ計画改定の諮問を行い、審議を実施している。

イ サークュラー・エコノミーの推進

環境公社内に設置されている東京サーキュラーエコノミー推進センターにおいて、持続可能な資源利用に関する情報発信やシンポジウムの開催、都内の事業者・自治体等への相談・マッチング、また、地域密着型のサーキュラー・エコノミーの実現を目指す取組等への支援を実施している。

ウ 食品ロス削減の取組

2050年の食品ロス実質ゼロを目指し、食品ロスの削減の推進に関する法律に基づく「東京都食品ロス削減推進計画」を策定し、様々な取組を推進している。

エ 使い捨てプラスチックの削減・循環的利用の高度化

「プラスチック削減プログラム」において、2050年にCO₂実質ゼロのプラスチック利用の実現を目指すとともに、2030年に向けた目標として家庭と大規模オフィスビルからの廃プラスチック焼却量を40%削減する目標を掲げ、持続可能な資源利用の実現に向けた施策の方向性を示している。

オ 太陽光発電設備3R推進事業

太陽光発電設備の3Rを促進する仕組みを構築するため、解体業者、リサイクル業者等で構成する東京都太陽光発電設備高度循環利用推進協議会を立ち上げ、住宅用太陽光発電設備のリサイクルルールの確立に取り組んでいる。

カ 容器包装リサイクル法に基づく分別収集促進計画

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づき、各区市町村が策定した「区市町村分別収集計画」における容器包装廃棄物(全11品目)

の排出量や収集見込量を取りまとめ、都としてリサイクル促進の意義に関する知識の普及などに取り組むことを定めた「分別収集促進計画」を策定している。

キ 自動車リサイクル法に基づく登録・許可・指導等

自動車製造業者等は、自ら製造・輸入した自動車が使用済みとなった場合に、シュレッダーダスト、エアバッグ類、フロン類を引き取ってリサイクル(フロン類については破壊)を行う義務があり、自動車所有者はリサイクル料金等を「資金管理法」に預託し、廃車するに当たっては引取業者に使用済自動車(廃車)を引き渡す義務を負っている。都は、これらの許可・登録事務を行うとともに、各関連事業者に対し、必要に応じて指導及び助言等を行っている。

ク 建設リサイクルの取組

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律は、建設廃棄物の減量と再資源化を促進するため、建設工事の受注者に対し、分別解体と特定建設資材(コンクリート、コンクリート及び鉄骨から成る建設資材、アスファルト・コンクリート、木材)の再資源化等を義務付けている。

ケ スーパーエコタウン事業

首都圏の廃棄物問題の解決を図るとともに、新たな環境産業の立地を促進し、循環型社会への変革を推進することを目的に、東京臨海部において都有地を活用した先進的で信頼性の高い廃棄物処理・リサイクル施設の整備を進め、中央防波堤内側埋立地に2施設、大田区城南島に11施設が稼働している。

コ 廃食用油を原料としたSAFの推進

持続可能な航空燃料SAFの製造へつなげる新たなサプライチェーン構築を後押しするため、令和5年度に、「廃食用油回収促進に係る事業提案」を公募し2事業を採択した。

カ 小型リチウムイオン電池の対策

小型リチウムイオン電池は、身近な充電式機器類に使われている一方で、廃棄物の収集運搬や中間処理時などにおいて、リチウムイオン電池等の小型充電式電池が原因と思われる発火事故が都内をはじめ全国的に多発している。

このため、排出事業者等を対象としたリチウムイオン電池の分別や適正排出に係るチラシの作成や、区市町村と連携し、都民を対象とした適切な分別に向けて一斉普及啓発活動等を行っている。

(8) フロン排出ゼロに向けた取組

ア フロンの法規制

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」(フロン排出抑制法)に基づき、特定フロンとノンフロンハイドロフルオロカーボン(HFC)について業務用冷凍空調機器の廃棄時の回収・処理が義務付けられている。

イ フロンの排出削減目標

令和元年12月に策定した「ゼロエミッション東京戦略」において、代替フロンの排出量を、2030年までに2014年度比35%減、2050年にはゼロとする目標を掲げた。

令和4年9月に策定した「東京都環境基本計画」では、削減目標を35%減から65%減に引き上げた。さらに、令和7年3月に策定した「2050東京戦略」では、2035年までに2014年度比70%減(排出量118万t-CO₂)とする新たな目標を掲げ、ノンフロン機器の普及策、使用時対策、廃棄時対策等の取組を強化することとしている。

ウ フロン対策

(ア) ノンフロン機器の普及
冷媒としてフロンを使用しない機器(ノンフロン機器)を普及促進するため、中小事業者等を対象に「省エネ型ノンフロン機器」の導入に対する補助を実施している。

(イ) 使用時及び廃棄時対策
業務用冷凍空調機器(第一種特定製品)のユーザー(管理者)に対して適切な点検の実施を促すため、フロン排出抑制法に基づき立入検査を実施している。また、業務用冷凍空調機器が設置されている建物解体現場等への立入指導を実施している。

(ウ) 都庁のフロン排出削減

令和7年3月に改定したゼロエミッション都庁行動計画では、都有施設のフロン算定漏えい量を2030年に2015年度比で65%削減とする目標を定め、法に基づく機器管理の徹底とノンフロン・低GWP機器等の新技術の導入拡大の取組により目標達成を目指すこととしている。

(9) 都自らの率先行動

ア ゼロエミッション都庁行動計画

令和3年3月に「ゼロエミッション都庁行動計画」を策定した。また、令和7年3月には、「ゼロエミッション都庁行動計画」の改定版を公表し、都自らが「2030年カーボンハーフ」の実現に向けて、様々な主体の取組を牽引している。

イ 都有施設（知事部局等）における再生可能エネルギーの利用拡大

多くのエネルギーや資源を消費する「大規模事業者」の責務として、都自らが率先して脱炭素行動を推進し、再生可能エネルギーの利用拡大に向けた取組を強化している。

ウ 都有施設における充電設備設置事業

都有施設に充電設備を整備し、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の普及を後押ししている。

エ 環境マネジメントシステムの運営

都の活動における環境配慮を一層推進するため、環境方針を策定するとともに、運営においては日常業務活動に特化した独自の環境マネジメントシステムを導入し、都における環境配慮行動を適切に実行している。

オ 都庁プラスチック削減方針

ゼロエミッション東京の実現に向けて、多くの資源を消費する都庁自らが先導的に取り組み、都民・事業者等の取組を喚起・牽引していくため、「都庁プラスチック削減方針」を策定している。

2 自然と共生する豊かな社会の実現

(1) 保全と再生

ア 自然環境に関する計画等

令和5年4月に「東京都生物多様性地域戦略」を改定・公表した。本戦略では、2050年の東京の将来像を示し、将来像を実現するための2030年目標、目標の実現に向けた3つの基本戦略を掲げている。

また、都の取組については、「生物多様性地域戦略アクションプラン」として取りまとめ、毎年度更新を行い公表している。

イ 自然環境保全の気運醸成

都民や民間事業者などの幅広い賛同を得て「花と緑の東京募金」を行っている。寄せられた募金は「花と緑の東京募金基金」に積み立てられ、「花粉の少ない森づくり」、「花と緑のおもてなし」、「生物多様性豊かな緑の保全」、「自然環境教育の場づくり」といった事業に活用している。

ウ 人材育成・人材認証制度の創設

自然環境分野において、広い知識と専門性を備え、アクティヴに行動できる人材を、大学・企業・NPO・行政が連携して育成し、社会へ送り出していくための制度であるECO-TOPプログラムを実施している。

エ 屋上等の緑化

自然保護条例及び同条例施行規則に基づき、一定規模以上の敷地を有する建築物等を対象に屋上等緑化を義務付けるとともに、緑化計画書及び緑化完了書の届出を義務化し、緑化指導の強化を図っている。

オ 東京都生物多様性推進センター

保全活動に係る各主体間における連携・協力の幹旋、情報の提供や助言を行う拠点として、令和6（2024）年4月に「東京都生物多様性推進センター」を環境公社内に設置した。

カ 水辺環境の保全

湧水保全への認識を深めるため、歴史的価値の高い湧水等を「東京の名湧水」として57か所選定し、区市町村と連携しながら湧水保全事業を推進している。また、清流の復活のため、野火止用水、玉川上水及び千川上水に流域下水道本部多摩川上流水再生センターの高度処理水を導水する事業や多摩川上流において、羽村堰において水道原水として多摩川の水を取水し、その一部を下流側に放

流する多摩川水量確保対策事業を実施している。

キ 保全地域の指定・管理

(ア) 保全地域の指定

保全地域とは、自然保護条例に基づいて、都内に残された貴重な自然地の保護と回復を図るために指定している地域で、保全地域内では自然環境に影響を及ぼす各種の行為が規制される。

保全地域には自然環境保全地域、森林環境保全地域、里山保全地域、歴史環境保全地域及び緑地保全地域の5種類の類型がある。また、保全地域を都内の生物多様性の拠点として機能させていくことや、都民が保全地域に必要性や親しみを感じられることとともに、保全地域の価値や魅力を向上させるため、保全地域の管理、活用の視点も含めた保全地域に係る総合的なプラン「保全地域の保全・活用プラン」を策定している。

(イ) 保全地域の公有化

保全地域に指定されると建築物の新設等が制限されるなど、土地利用に著しい支障を来すため、土地所有者は、都に対して土地の買取りの請求ができることになっている。所有者からの申し出があった場合には、これを買取り入れることとしている。

(ウ) 保全地域指定協力奨励金の交付

保全地域の指定は、地権者にとって土地利用の制約を伴うため、協力を得ることが難しい状況にある。保全地域の指定の促進を図るため、保全地域の指定に協力した土地所有者に奨励金を交付している。

(エ) 保全地域の管理

保全地域の指定に当たっては、その自然環境を良好な状態に維持していくため、その地域の特性に応じた保全計画を策定している。保全地域では、保全計画に基づき雑木林の下草刈りや萌芽更新等の植生管理を行うほか、保全地域の趣旨を説明した案内板の設置や、人等が立ち入ることによる荒廃を防ぐための管理柵の設置などの維持管理をする保全事業を行っている。

(オ) 保全地域の希少種等保全対策

保全地域に生息・生育する多様な種を保全するため、「保全活動ガイドライン」によりモデル的な管理手法を保全地域で活動する市民団体等に示すとともに、希少種保全に見識を持つ動植物の専門家をアドバイザーとして派遣し、各保全

地域における市民団体の保全活動を支援している。

(カ) 保全地域コーナーズイネート事業

保全地域の生物多様性に配慮した管理運営や、自然環境の状況に応じた活用を柔軟に行う管理推進体制を構築するための取組を実施している。

ク 都民の自然体験活動の促進

(ア) We bサイト「里山へGO!」の運営

都内における森林や緑地の保全活動情報を収集し、We bサイト「里山へGO!」を通じて広く周知するとともに、保全活動の希望者にニーズとレベルに応じた活動やボランティア団体の情報を紹介することで、緑地保全活動等への継続的な参加を促す取組を実施している。

(イ) 保全地域体験プログラム

新たなボランティア人材の掘り起こしと定着を図るため、身近な保全地域において、緑地保全活動の良さや自然の魅力を体感できる、未経験者でも参加しやすい保全活動を地元市やボランティア団体と調整・連携の下で都民に提供している。

(ウ) 東京グリーンソング・アクション、東京グリーン・キャンパス・プログラム
都民、民間非営利団体（NPO等）、企業等の連携により、保全地域の自然環境を保全する活動である東京グリーンソング・アクションを実施している。また、大学と協定を結び、次世代の担い手である大学生に、緑の保全に対する関心の喚起や行動力の醸成を促すことを目的とする東京グリーン・キャンパス・プログラムを実施している。

(エ) 東京グリーンスキル・プログラム

ボランティア活動団体等が必要とする知識・スキルを選択して習得できる「東京グリーンスキル・プログラム」を実施している。

(オ) 保全地域サポーター制度

体験プログラムに複数回参加するなど、緑地保全活動に意欲のある都民等を対象に講習会を行い、保全地域サポーターとして認定し、保全地域で活動するボランティア団体を支援する制度を運用している。

(カ) 指導者育成制度
 自然観察や緑地保全などに関する知識や技術等を有し、都民やボランティア活動団体などの求めに応じて、その活動に対して指導や助言を行う緑のボランティア指導者を育成している。

ク 開発の規制

自然保護条例第 47 条及び第 48 条により、1,000 m²又は 3,000 m²以上の敷地において、宅地の造成など、土地の形質を変更することで自然環境に大きな影響を及ぼす行為は、あらかじめ知事の許可が必要と定めている。

また、丘陵地の自然環境の保全と活用を図るとともに、秩宇ある開発が行われることを目的に、「丘陵地における適正開発のための指導指針」に基づき指導を行っている。

コ 民間財団との協働による環境体験学習事業の実施

一般財団法人セゾンイノベーション記念財団と一般都民向けの自然観察や森林整備体験等の環境体験学習プログラムを実施している。「高尾の森自然学校」の運営や拠点施設の整備は一般財団法人セゾンイノベーション記念財団が行い、都は上下水道などの基盤整備、事業への助言・協力を行っている。

カ 森林の再生

(ア) 森林再生事業等

手入れの遅れている多摩のスギ、ヒノキの人工林において、間伐を行って下層植生の生育を促し、森林の公益的機能を回復させ、将来的には針葉樹と広葉樹の混じった針広混交林化を目指す多摩の森林再生事業を実施している。また、森林再生事業実施地を対象に、森林内の水の浸透機能向上及び表土流出の防止を目的として、枝下から高さ 4m 分の枝を落とす枝打ち事業を実施している。

(イ) 林地開発許可

地域森林計画の対象となっている民有林で、改変する区域が 1ha を超える開発行為を行う場合、森林の適正な利用を確保するために開発の許可及び指導監督を行っている。

(ウ) 森林保全監視

保安林や入山者の多い森林を対象に、無許可伐採や盗掘などの違反行為に対する監視、指導及び山火事の子防の普及啓発を行うために巡視活動を行っている。

(エ) 森林病虫害等防除
 防風、防潮など公益的機能が高い松林や景観の維持及び保健休養のために重要な松林を広くい虫の被害から守るため、森林病虫害等防除法に基づき、防除事業に助成をしている。

(2) 自然とのふれあい

ア 自然公園

(ア) 自然公園

自然公園とは、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健、休養及び教化に資することを目的とした公園である。

都には、現在、秩父多摩甲斐国立公園、富士箱根伊豆国立公園、小笠原国立公園及び明治の森高尾国立公園並びに 6 か所の都立自然公園がある。都立自然公園は、東京都自然公園条例により指定されている。

(イ) 施設整備（自然公園施設）

自然公園内には、亜熱帯植物が繁る八丈植物公園やキヤンツ場が整備された羽伏浦公園など自然公園条例に基づく「自然ふれあい公園」を 6 か所設置している。また、遊歩道、トイレ、休憩舎、キャンプ場、ビジターセンターなどを公園事業として整備・管理している。現在、これらのうち一部の施設の管理において指定管理者制度を導入している。

(ウ) 普及啓発事業

利用者に自然への理解を深めてもらうため、奥多摩や八丈島など 7 か所にビジターセンターを設置し、公園利用者に対するきめ細かな解説・情報提供を行い、さらに大島公園や多幸湾公園も含めて自然教室など自然とのふれあいの行事を実施している。

(エ) 東京都レンジャーの配置

自然公園の適正な利用を誘導し、東京に残された貴重な自然を守っていくため、東京都レンジャー制度を創設している。主な業務として、現場を巡回しながら観光客に利用マナーの普及啓発、盗掘や密猟など違法行為の監視、利用者の安全確保のための遊歩道や標識など施設の点検などを行っている。

(オ) 自然公園ビジョン

自然公園の持つ魅力を更に拡充し、豊かな自然を守りながら、国内外からの多くの利用者による素晴らしさを体感してもらえよう、自然公園のあるべき姿や戦略的な施策展開の方向性を盛り込んだ新たなビジョンを平成 29 年 5 月に策

定している。

(カ) 東京都版エコツアーリズムの推進

島しょ地域で将来にわたり保護すべき貴重な自然がある地区においては、自然の保護と適正な利用を図るための制度として、東京都版エコツアーリズムを導入している。各地区では、東京都認定ガイドの同行を義務付け、利用する区域や経路、時期等についてルールを策定するとともに、自然環境の変化について定期的にモニタリングすることで情報の蓄積を行っている。

イ 首都圏近郊緑地

首都圏近郊緑地は、大都市の周辺における緑地を保全し、良好な生活環境を確保するとともに無秩序な市街地化を防止することを目的として、首都圏近郊緑地保全法に基づき、多摩丘陵北部近郊緑地保全区域 (約 264ha)、滝山近郊緑地保全区域 (約 488ha) 及び狭山近郊緑地保全区域 (約 725ha) の3か所が指定されている。

ウ 都民の森

都民が森林に対する理解を深め、自然に親しむレクリエーション活動を行う場を提供することにより、東京における森林の健全な育成及び活用並びに都民の健康の増進を図り、併せて林業及び地域の振興に役立てるため、檜原都民の森及び奥多摩都民の森の2施設において管理運営を行っている。

エ 小笠原諸島世界自然遺産の保全

小笠原諸島以外から運び込まれた外来種が、島の固有の動植物に大きな影響を与えていることから、世界遺産を保全するための外来種対策に取り組んでいる。また、外来生物の島外への拡散防止のため、東京都ペンジヤーンによる普及啓発を実施するとともに、おがさわら丸やははじま丸の乗下船時に靴底洗浄を行うなど新たな外来種の侵入を防止する取組を推進している。

(3) 野生動植物対策

ア 野生動植物の保護と管理

(ア) 東京都の保護上重要な野生動植物種 (東京都版レッドリスト)

東京における野生動植物の置かれた状況について情報を提供するとともに、その適切な保護施策実施のための基礎資料とすることを目的に、平成 10 年 3 月、「東京都の保護上重要な野生動植物種」(レッドリスト)を策定した。

平成 22 年度に島しょ部のレッドリストを改定し、令和 5 年 4 月には「東京都の保護上重要な野生動植物種 (本土部) 2020 年見直し版」を公表している。

(イ) 希少野生生物保護対策

自然保護条例の規定に基づく野生動植物保護地区を、八王子東中野緑地保全地域、国師小野路歴史環境保全地域、横沢入里山保全地域及び蓮光寺・若葉台里山保全地域内に指定し、12 種類の植物、10 種類程度の動物を保護している。

(ウ) 外来生物対策

平成 17 年 6 月に施行された「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(外来生物法)を受け、庁内関係部署、環境省、区市町村等と連携し、特定外来生物の駆除などの対策を進めている。

イ 鳥獣保護管理及び狩猟免許等

(ア) 鳥獣保護管理事業計画

環境大臣が定める指針に基づき都道府県が策定するもので、鳥獣保護管理事業の行政目標を示す計画である。令和 4 年度からは、第 13 次東京都鳥獣保護管理事業計画 (5 か年計画)に基づき事業を進めている。

(イ) 鳥獣保護区、特別保護地区 (国指定及び都指定) 等

鳥獣保護区は、環境大臣又は都道府県知事が野生鳥獣の保護繁殖を図るために指定し、狩猟による捕獲 (有害鳥獣捕獲等の場合を除く。)を禁止している。また、特に野生鳥獣の保護繁殖を図るために特別保護地区を指定し、一定の開発行為は許可対象としている。都内では、奥多摩鳥獣保護区など 47 か所、約 72,000ha の鳥獣保護区と奥多摩特別保護地区など 14 か所、約 5,200ha の特別保護地区を指定している。

(ウ) ツキノワグサ対策

都内では、ツキノワグサを絶滅のおそれのある種として評価しており、平成 20 年度からツキノワグサの狩猟禁止を継続している。一方で、人身被害発生のおそれがあることから市町村に対しツキノワグサの有害鳥獣捕獲を許可しているが、捕獲を最小限に抑えるため、市町村と連携しながら防除対策を進めている。

(4) 水環境の保全

ア 水質監視の体系

水質測定計画 (水質汚濁防止法第 16 条)に基づき、公共用水域及び地下水の水質の汚濁状況を常時監視 (同法第 15 条)し、水質汚濁防止対策に役立てている。また、東京湾や河川等の総合的な水環境の状況を把握するために、理化学指標による評価と合わせて、東京湾調査及び東京都内湾水生生物調査を実施している。

1 事業活動による公共用水域の水質汚濁対策

(ア) 水質汚濁防止法による規制

水質汚濁防止法による排出水の発生源規制には、濃度規制と総量規制とがある。濃度規制とは、公共用水域への排出水に含まれる有害物質やその他の汚染状態について排出許容量限度（排水基準）を定めて規制するものである。総量規制とは、国が指定した地域に存在する特定事業場ごとに汚濁物質の排出許容量を定めて規制するものである。

排水規制又は地下水汚染未然防止規制の対象となる特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置又は変更をしようとするときは、届け出義務があり、公共用水域に排出水を排水する事業場に対する立入検査を行っている。

(イ) 環境確保条例による規制

水質汚濁防止対策を推進するため、上乗せ排水基準の設定及び水質汚濁防止法対象外の項目や施設に対して、環境確保条例により規制を行っている。

ウ 生活排水対策

水質汚濁防止法に基づき「生活排水対策重点地域」を指定し、下水道整備の予定がない区域における生活排水対策の一層の推進を図っている。指定を受けた市町村は、生活排水対策を推進するための計画（生活排水対策推進計画）を定め、公共用水域の水質汚濁防止に努めている。

また、下水道未普及地域における生活排水に起因する汚濁負荷量の削減を図るため、合併処理浄化槽の設置補助事業を実施している市町村に対して補助金を交付し、既設の単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進している。

エ 地下水保全対策

水質汚濁防止法では、有害物質を含む汚水の地下浸透の制限などの地下水汚染防止対策が規定されており、トリクロエチレンなど有害物質 28 項目を製造・使用・処理する有害物質使用特定事業場から地下に浸透する水を特定地下水と定め、地下への浸透を制限している。

また、地下水汚染未然防止を目的に、有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設に対する構造基準等の遵守及び点検が義務付けられており、対象事業場に立入検査を行い、施設の構造基準等の遵守状況や点検の実施状況を確認し、違反が見つかった場合に改善指導を行っている。

3 より良質な都市環境の実現

(1) 大気環境の保全

ア 大気監視の体系

大気汚染防止法第 22 条（常時監視）に基づき、一般局 47 局、自排局 35 局、檜原大気測定所、東京スカイツリー立体測定局を配置して、都内の大気汚染の状況を常時監視している。また、大気汚染防止法第 18 条の 41 及び第 22 条に基づき、有害大気汚染物質のモニタリングを行っている。

イ 大気汚染対策

大気汚染防止法により、ばい煙発生施設等を設置し、又は構造等を変更しようとするときは、事前に知事へ届け出ることが義務付けられている。

都では都内の法対象事業所に対して立入検査を行っており、ばい煙発生施設の運転状況や燃料の使用状況、ばい煙の測定結果などについて確認指導を行っている。また、大気汚染防止法の対象とならない施設や物質についても、環境確保条例による規制等を行っている。

ウ アスベスト対策

建築物その他の工作物の解体・改修時におけるアスベストの飛散を防止するため、大気汚染防止法に基づき、元請業者等は、解体・改修工事前にアスベスト含有建築材料の有無を調べる調査の実施や作業基準の遵守等が義務付けられている。また、発注者等は、吹付けアスベスト及びアスベスト含有保温材等の除去作業に係る行政への届出が義務付けられている。また、環境確保条例に基づき、一定規模以上の解体・改修工事について飛散防止計画の届出、敷地境界でのアスベスト濃度測定の実施等が義務付けられている。

エ 微小粒子状物質（PM_{2.5}）の対策の推進

粒子状物質のうち、粒径 2.5μm 以下の微小粒子状物質（PM_{2.5}）については、都が設置する全ての測定局に PM_{2.5} の測定機を設置し、都内全域で測定している。全測定局で環境基準を達成しているため、2030 年度までに各測定局の年平均値を安定して 10μg/m³ 以下とするための対策を進めている。

オ 光化学オキシダント対策

光化学オキシダント対策検討会（平成 15 年 6 月から平成 17 年 2 月まで）が、光化学オキシダント濃度の上昇要因を解析し対策の方向性を検討した結果、①日射量の大きい日の割合が多い年は、光化学オキシダントが高濃度となる傾向があること、②高濃度の光化学オキシダントの出現日数を効果的に減少させる

ためには、NO_x濃度の低下に加え、VOCの濃度をNO_xの低下率以上に低減させる必要があることが明らかになった。
そこで、平成18年度から実施しているVOC連続測定など光化学オキシダントの生成メカニズムを更に解析するための取組を推進し、VOC削減などの低減対策を進めている。

カ 揮発性有機化合物 (VOC) 対策

VOCは、それ自体が有害性を有することが多い化学物質であるとともに、光化学反応により光化学オキシダントや微小粒子状物質 (PM_{2.5}) を生成する原因物質でもある。都内のVOCの発生源は、事業用の蒸発系発生源が総排出量の約7割を占め、工場内塗装、印刷、クリーニング、給油、金属表面処理、屋外塗装など比較的中小規模の事業者が多い。

そこで、事業者自らの自主的取組を促進するため、効果的なVOC排出抑制を行うためのVOC対策ガイドの作成や事業所の実態に即した抑制策を助言するためのアドバイザー派遣制度の実施に加えて、業種別VOC対策セミナーの開催など中小事業者への技術支援を行っている。

(2) 地下水環境の保全

ア 地下水質監視の体系

水質測定計画に基づき、地下水の水質の汚濁状況について、概況調査 (ローリソング方式及び定点方式)、汚染井戸周辺地区調査、継続監視調査を実施している。

イ 地下水汚染対策

「地下水汚染浄化対策指導指針」及び環境確保条例の土壌・地下水汚染対策に係る規定に基づき地下水汚染対策を推進している。地下水の水質調査の結果、汚染が判明した地点について、必要に応じて追加調査を行い、汚染源が明らかになった地点において、健康被害が生じるおそれがあると認めるときは、事業者に対し、地下水の水質の浄化等の指導を行っている。

(3) 土壌汚染対策

ア 環境確保条例に基づく土壌汚染対策

有害物質取扱事業者及び土地改変者に条例を適用し、「東京都土壌汚染対策指針」に基づく調査や対策を義務付けている。有害物質取扱事業者は、条例に規定する工場又は指定作業場を設置している者で、特定有害物質を採取し又は取扱ったことがあるものをいう。また、土地改変者は、3,000 m²以上の土地において土地の切り盛り、掘削等の土地の改変を行う者、又は、土壌汚染対策法第4条第

1項に該当する行為を行う者をいう。
対象者は、汚染状況調査 (土壌及び地下水の調査) を行い、汚染状況調査の結果を踏まえ、要対策区域、地下水汚染拡大防止区域又は要管理区域を設定し、土壌地下水汚染対策計画又は汚染拡散防止計画を策定し、対策及び汚染拡散防止の措置を実施する必要がある。

イ 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染対策

土壌汚染対策法は、有害物質使用特定施設の廃止、一定の規模以上の土地の形質の変更、土壌汚染により健康被害が生じるおそれがあるとき、自主的な調査結果に基づき要措置区域等の指定の申請の際には、土壌汚染状況調査等を行うことが必要とされている。

ウ 中小事業者技術支援

(ア) 土壌汚染処理技術フォーラムの開催
狭あいな土地に適用できる低コスト対策技術の開発促進と処理技術及びそのコストの情報を広く提供していくことを目的に都内で実際に取り組まれた事例等について報告を行っている。

(イ) 土壌汚染対策セミナーの開催

土壌汚染に関する適切な情報提供により正しい理解の普及を図るため、有害物質取扱事業者、土壌汚染対策事業者等を対象とした土壌汚染対策セミナーを開催している。

(ウ) 区市職員説明会の開催

土壌汚染に対する正しい理解と情報提供を促進し適正な指導が行われるよう、法・条例の概要、施行状況及び調査・対策の方法等について説明会を実施している。

(エ) 土壌汚染対策ガイドライン

土壌汚染による健康リスクや土壌汚染の調査に関する基本的な知識、低コスト・低環境負荷で健康リスクを確実に回避する対策を選択するための具体的な手順等を分かりやすく示すことを目的に土壌汚染対策ガイドラインを作成している。

(オ) 中小事業者への土壌汚染対策技術支援制度

中小事業者に対して、土壌汚染調査、対策技術及び土地取引関連法規等に関し

高度な知識を有する専門的な技術者（アドバイザー）を派遣することにより、合理的な土壌汚染調査・対策や土壌汚染の未然防止や早期発見を図れるよう支援を行っている。また、土地利用転換時アドバイザーを派遣し、基準に適合しない土壌を残置した土地における不動産価値の評価の考え方や掘削除去によらない土壌汚染対策の施工方法等に関する助言を実施している。

(4) 騒音・振動・悪臭対策
ア 騒音・振動対策

(ア) 工場・事業場騒音・振動対策
工場・事業場から発生する騒音・振動については、騒音規制法、振動規制法及び環境確保条例に基づく規制指導が行われている。
法は、特定施設を設置する場合、事前届出を義務付け、届出に係る特定施設を有する工場・事業場（特定工場等）において発生する騒音・振動が規制基準に適合しないことにより周辺生活環境が損なわれると認めるときは、計画変更催告、改善命令を行うことができると定めている。

(イ) 建設作業騒音・振動対策
騒音規制法及び振動規制法は、建設作業のうち、特に著しい騒音・振動を発生するくい打ち機や、削岩機等を使用する作業を特定建設作業として規定し、騒音・振動の大きさ、作業時間等の基準を定めている。

(ウ) 鉄道騒音・振動対策
毎年、新幹線鉄道及び在来線の騒音・振動の測定を行い、この結果に基づき、低減対策の実施を関係機関及び鉄道事業者に要請している。

(エ) 航空機騒音対策
毎年、東京国際空港、横田基地、厚木基地、調布飛行場及び立川飛行場周辺で、航空機騒音の測定を行っており、測定結果に基づき、低減対策等を関係機関に要請している。

(オ) 自動車騒音・振動対策
都内では、騒音規制法に基づく「自動車騒音の状況の常時監視」（環境基準の達成状況の把握）の事務を、23区については区長が、市部については市長が、町村部（西多摩郡）については都が実施している。
都は、平成7年9月に東京都道路沿道環境対策検討会を設置し、関係機関と連携を図りながら、20路線、総延長238.1kmを優先的対策道路区間として選定し

て低騒音舗装の敷設や大型車の通行帯指定の規制などの各種対策を重点的に実施している。

イ 悪臭対策

悪臭防止法に基づき規制指導は、区市町村が所管する業務である。なお、規制地域の指定及び基準値設定の権限について、都では町村部を所管している。

(5) 化学物質対策

ア 工場・事業場における化学物質対策の推進

化管法に基づくP R T R制度（化学物質排出移動量届出制度）と環境確保条例に基づく化学物質適正管理制度の2つの制度により、事業者による化学物質の排出量等の把握と適正管理を進め、化学物質の環境中への排出量の削減、健康被害の未然防止を図っている。

イ ダイオキシン類対策

ダイオキシン類対策特別措置法には、大気、水質、水底の底質、土壌についての環境基準と、大気と水質の排出基準とが設けられている。
廃棄物焼却施設の解体工事に伴うダイオキシン類の飛散による生活環境の汚染を未然に防止するため、解体工事に伴う届出等を規定している。さらに、法の対象とならない小規模の廃棄物焼却炉による焼却や野外焼却を、条例により原則として禁止している。

ウ 有機フッ素化合物対策

有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物は、総称して「PFAS」と呼ばれ、幅広い用途で使用されている。PFASの中でもペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）、ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOA）は、現在では国内の製造・使用が原則禁止されており、国は、公共用水域や地下水についてPFOSとPFOAの合算として指針値（50ng/l）を設定している。水道水の安全性を確保するとともに、都内全域で地下水の調査を実施している。

(6) 産業保安対策

ア 高圧ガスの保安対策

高圧ガス保安法に基づき、高圧ガスの製造、貯蔵、販売その他の取扱い並びに容器の製造及び取扱いを規制することにより、高圧ガスによる災害を防止し、公共の安全を確保するよう努めている。